



箕輪町社会福祉協議会

第4期地域福祉活動計画

令和3年度～令和8年度

社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会の紹介

いつも あなたと ともに



〈基本理念〉 みなさまと共に ふれあい 支え合い 誰もが暮らしやすい
お互いさまの地域づくりを目指します

〈目 的〉 「社協」の略称で知られている社会福祉協議会は、全国の市町村ごとに設置されている社会福祉活動を行う組織で、社会福祉法に基づき設置されています。

箕輪町社会福祉協議会は昭和 46 年に法人化されました。

地域の様々な社会資源とのネットワークを活用し、多くの皆さまとの協働を通じて地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の推進を図ることを目的に活動しています。

〈財 源〉 活動の財源は、住民(会員)の皆さまからの会費や寄付金、共同募金からの配分金、行政からの補助金や受託金、介護保険事業収入などです。

〈組 織〉 所在地 ☎399-4603 箕輪町大字三日町 1372 番地 1 (三日町)
代表電話 0265-79-4180

- ・総務グループ (社協会費、赤い羽根共同募金等)
☎79-4180
- ・地域ふれあいグループ (総合相談、権利擁護、支えあい活動支援等)
☎70-7075
- ・居宅介護支援グループ (介護保険サービス計画書の作成等)
☎79-1516
- ・訪問介護グループ (ホームヘルプサービス等)
☎79-1516
- ・通所介護支援グループ (デイサービス ゆとり荘)
☎79-1461
- ・障がい者就労支援グループ (障がい者の就労支援サービス ふれんどわーく)
☎79-9839
- ・障がい者相談支援グループ (障がい者の総合相談支援)
☎79-1516

■■■はじめに■■■

箕輪町社会福祉協議会
第4期地域福祉活動計画策定に当たって

「ともに生きる 心豊かな地域づくりの実現」

社会福祉法人
箕輪町社会福祉協議会
会長 唐澤 修身



箕輪町では、令和2年度において第5期地域福祉計画を策定しました。この地域福祉計画を受けて、箕輪町社会福祉協議会では、具体的な行動指針となる「地域福祉活動計画」を策定しました。

私たちが暮らす地域には、子どもから高齢者、障がいのある方、外国籍の方、そして裕福な方から、その日の食事にも窮する方など様々な方が暮らしています。

障がい者だから、子どもだから、お年寄りだから、あるいは貧しいからということだけでなく、その方にとって行動に制約を受ける部分に寄り添う、不足する部分を補佐する。生活していく上での困りごとに少しでも手差し伸べるなどすることにより、その地域でみんなが等しく人間らしく暮らしていくことができる地域共生社会を築いていくことが求められます。

しかし、現実は大変厳しいものがあります。箕輪町が地域福祉計画の中で課題と上げていますが、少子高齢化等による世帯状況の大きな変化により、高齢の親と就労していない独身の子世帯「8050世帯」、高齢者のみ世帯における「老老介護」、「認認介護」といったことから、社会参加ができずに経済的にも自立できない「社会的孤立」をしている方、悩みや課題を抱えつつも様々な支援制度の該当とならない「制度のはざま」にいる方など、地域共生社会を構築する前に立ちはだかるこれらの障壁を、いかに乗り越えるかであります。

このためには、まずは人材の育成です。基本目標の第一に「思いやり支えあえるひとづくり」を掲げました。思いやりの心をもって、ともに育ち、ともに生きるための福祉の心を育むための取組みを積極的に進めます。

地域福祉は、民生・児童委員、各区に組織された地区社協、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人等、多様な方々に支えられています。しかしこれらの活動に若年層が参加する機会は少なく、担い手の不足や固定化、高齢化が問題となっています。新たな担い手の発掘は急務です。そのためには魅力の発信を行い、体験等を通じて関心や興味を持っていただくことも大切です。

もう一点が「互助」「共助」の構築です。近年は大規模な地震災害はもとより過去に例を見ない豪雨災害や台風災害に見舞われます。その都度必要性が叫ばれるのが地域での「互助」「共助」です。しかし、近年地域の繋がりは社会構造の大きな変化により希薄化されてきています。この地域の繋がりは一朝一夕に作り上げることはできません。様々な機会を通じてご近所など地域と顔の見える関係を築いておくことは非常に重要です。

こうしたことを意識して第4期地域福祉活動計画を策定しました。この活動計画を実行していくにあたり、その目的達成のため役職員一丸となって取り組んでまいります。

住民の皆さまも、まずできるところから取り組んでいただき、箕輪町社会福祉協議会の地域福祉活動計画が目指す「ともに生きる 心豊かな地域づくりの実現」のためにご協力を賜りますようお願いいたします。



目次

第1章 第4期地域福祉活動計画の概要

1 策定の趣旨	5ページ
2 計画の根拠	6ページ
3 計画の期間	6ページ
4 計画の推進	7ページ
5 策定にあたって大切にしていること	7ページ

第2章 第4期地域福祉活動計画の基本方針

1 基本理念	8ページ
2 具体的な取り組み	
基本目標1 思いやり支えあえるひとづくり	9ページ
-実践目標-	
1-1 郷土愛を育てる	10ページ
1-2 福祉活動の魅力を伝える	11ページ
1-3 福祉を学ぶ	12ページ
基本目標2 誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり	13ページ
-実践目標-	
2-1 安全を備える	14ページ
2-2 人と人を結ぶ	15ページ
2-3 役割が地域で生きる	16ページ
基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり	17ページ
-実践目標-	
3-1 安心の窓口を見つける	18ページ
3-2 安心の手と手がつながる	19ページ
3-3 あんしん未来をつくる	20ページ

第3章 第4期地域福祉活動計画策定の経過

第4章 社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会 50年の歩み

1. 策定の趣旨

地域福祉は、住み慣れた地域において自分らしく安心して暮らせるよう、地域住民や行政、民間組織の社会福祉関係者がお互いに協力して地域の生活課題の解決にむけ取り組む考え方です。

第4期地域福祉活動計画は、社会福祉法に基づいて箕輪町が策定した箕輪町地域福祉計画をふまえ、6年後の暮らしを描きながら、箕輪町で地域福祉を推進していくため、協働で取り組む事項を示した行動計画です。

〈第5期 箕輪町地域福祉計画の紹介〉

- 策定の趣旨 箕輪町第5次振興計画の達成にむけ、箕輪町における地域福祉の方向性を示すとともに、住民参加のもとその解決に向けた町の施策や体制を示す計画です。
- 策定の主体 箕輪町（根拠：社会福祉法）
- 計画の期間 令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）
- 基本方針 共に生き、支え合う福祉のまちづくり

地域福祉は「人」と「地域」と「しくみ」が混じりあって成り立っています。
3つの基本目標を、住民、地域や関係団体、行政の視点から、施策を展開しています。

■ 基本目標

1. 思いやり
支え合える
ひとづくり

地域での支えあい活動には、福祉に対する理解と地域福祉を担う人材の育成が必要です。地域の皆がお互いを尊重する福祉意識の普及啓発や地域で活動するボランティアの育成も重要となります。地域での支え合いのきっかけづくりや、支え合い活動をするうえでの環境整備に取り組みます。

2. 誰もが自分らしく暮らせる お互いさまの 地域づくり

住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域での居場所づくりや介護予防・健康づくりを推進します。地区での支えあい活動推進や地域福祉活動拠点の整備に取り組みます。災害時における地域での支援体制構築のための整備を行います。

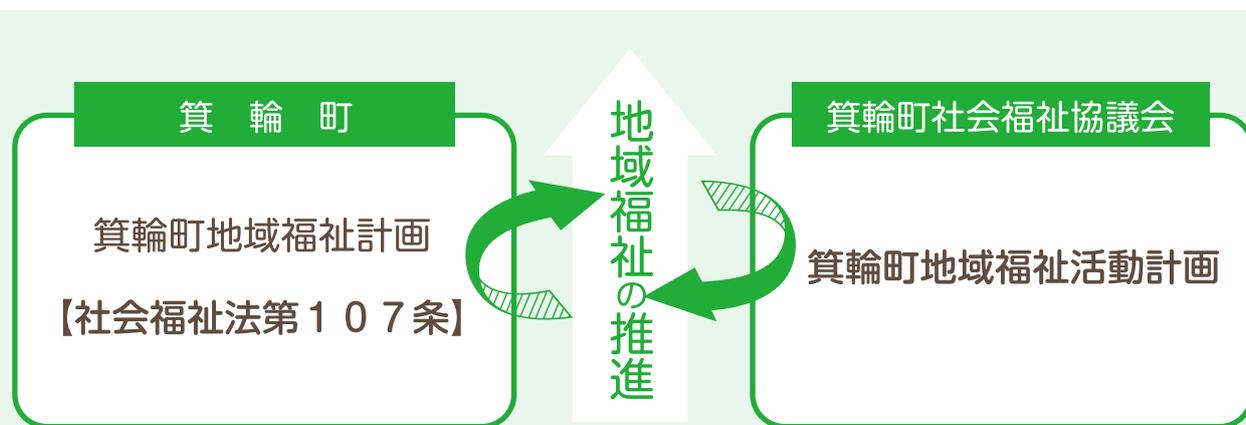
3. 誰もが安心して暮らせる 仕組みづくり

子どもから高齢者まで、障がいの有無、性別、国籍などの違いに関係なく、誰もが住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、福祉のまちづくりを推進します。

福祉ニーズが多様化・複雑化するなかで気軽に相談できる相談窓口の設置や包括的に支援する体制整備を行います。また、それぞれのニーズに基づいたネットワークづくりに取り組みます。

2. 計画の根拠

住民主体の地域福祉を推進していくため、行政計画と地域住民や行政、民間組織の社会福祉関係者が主体となる「活動計画」が、双方の視点から相互に連携・補完しあう関係にあります。



3. 計画の期間

期間は、令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）の6年間です。

4. 計画の推進

この計画は、地域住民や行政、民間組織の社会福祉関係者などに参画していただきながら行動実施していきます。

そのため、この計画の中間期である令和5年度（2023年度）に評価を行い、計画を見直しながら推進します。

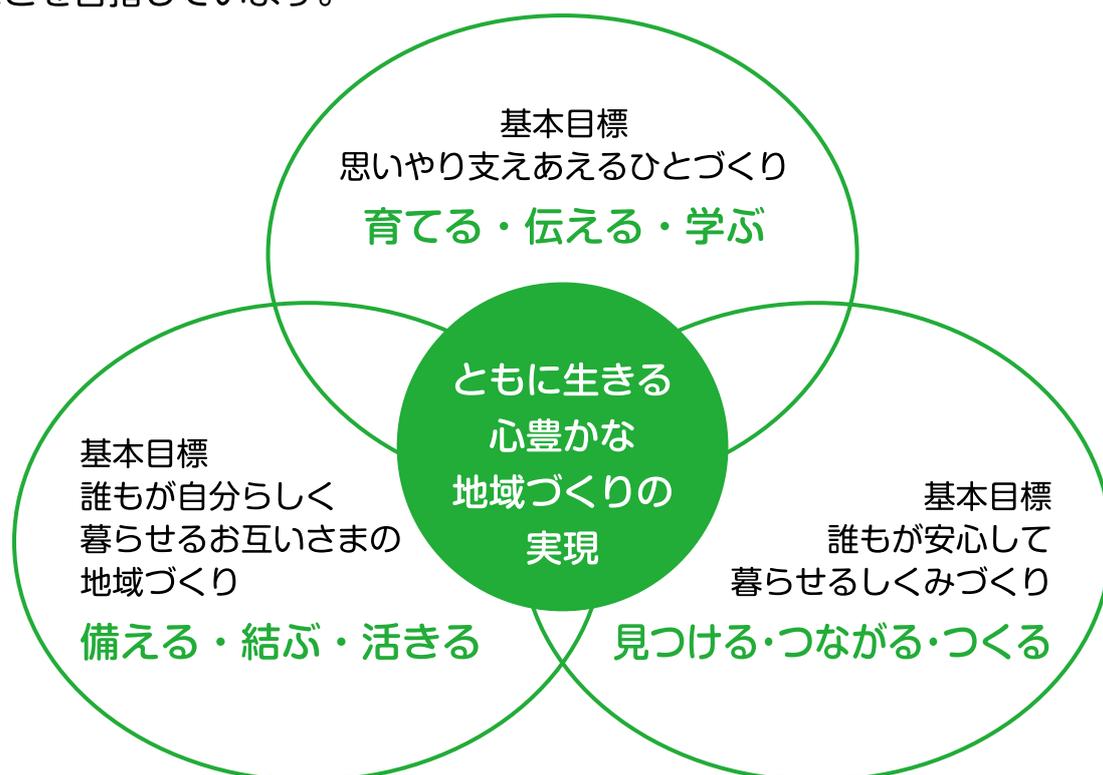
5. 策定にあたって大切にしていること

地域福祉活動計画を策定するにあたり、社会福祉協議会として大切にしたいことがあります。

- ・ 支えあいの地域をつくるためには、まず人を育てていくこと。
- ・ そのためには、福祉について考える気づきや意識づくりができること。
- ・ そうした人が集まり、強いつながりとなっていくこと。
- ・ そして誰もが自分の居場所を持てること。

人と人がつながり、その存在を認めあうことで、ともに生きる心豊かな地域づくりの実現につながると考えます。

3つの基本目標が交わりあい、私たちが取り組むべき9つの実践目標を定めました。皆さまと共に、それぞれの立場で、できることから取り組んでいきたいと考えています。そして、これらの取り組みを継続的に実践し、見直ししながら向上していくことを目指しています。



第2章 第4期 地域福祉活動計画の基本方針

1. 基本理念

「ともに生きる 心豊かな地域づくりの実現」

2. 具体的な取り組み

基本目標

1. 思いやり
支えあえる
ひとづくり

2. 誰もが自分らしく
暮らせる
お互いさまの
地域づくり

3. 誰もが安心して
暮らせる
しくみづくり

実践目標

1-1 郷土愛を育てる

1-2 福祉活動の魅力を伝える

1-3 福祉を学ぶ

2-1 安全を備える

2-2 人と人を結ぶ

2-3 役割が地域で生きる

3-1 安心の窓口を見つける

3-2 安心の手と手がつながる

3-3 あんしん未来をつくる

■取り組みの背景■

誰もが、住み慣れた地域で安心して、心豊かに楽しく暮らせることを望んでいます。しかし、その地域は誰かが作って、用意してくれるものではありません。新しい地域課題が次々と生じてくる現代、子どもも大人も住民一人ひとりが、他人事ではなく自分事としてお互い様の地域づくりについて考えていくことが求められています。

そこで、まずは住民自らが自分の住んでいる地域と人に「関心」を持ち、意識して関わるのが大事になります。役員になったから知ること、子どもと一緒に知ること、イベントに行って知ること、情報を手に入れやすい時代に「知るきっかけ」の選択肢は広がっています。箕輪町が好き、もっと知りたい、地域の為に何かしたいという「郷土愛」が、どの世代にも必要な「想い」となります。

一方で、生活課題を解決する福祉活動は、これまでも常会や地区社協、民生・児童委員をはじめ、多様な福祉活動を行うボランティア団体、NPO法人や社会福祉法人等に支えられてきました。しかし、これらの活動に若年層が参加する機会は少なく、担い手の不足や固定化、高齢化が問題となっています。新たな担い手の発掘、育成は急務であり、その第一歩が「知るきっかけ」となる活動の魅力発信だと考えます。

基本理念である「ともに生きる 心豊かな地域づくりの実現」に向けた様々な取り組みが「福祉教育」です。郷土愛を育み、魅力を発信し、それをきっかけに知り、そして深く学ぶことで、思いやり支えあえる人が地域に育っていくことを目標とします。



基本目標 1 思いやり支えあえるひとづくり

実践目標 1-1 郷土愛を育てる

■取り組みのポイント■

1. 「地域を支える人を地域で育てる」ために、区・公民館・図書館・博物館との連携を図り、国籍、性別、就労、経験が異なる人たちが一緒に、継続的に地域の歴史と文化を学び、語り、伝えていく機会を増やします。
2. 地域福祉を支える人を育てる「キャリア教育」を推進します。社協や他の社会福祉法人等と連携して、福祉の仕事に関心を持てるよう地域活動や福祉職場の魅力を伝え、新たな人材の発掘を行います。
3. 地域共生社会の推進と、国際的に進めている持続可能な社会(SDGs)の実現を目指し、思いやり支えあえる人づくりを行います。

■取り組みのイメージ



基本目標 1 思いやり支えあえるひとづくり

実践目標 1-2 福祉活動の魅力を伝える

■取り組みのポイント■

1. 多くの人に福祉活動の魅力を発信するため、これまでの社協だより「ふれあい」や各事業が発行するお知らせ、ホームページ等に加え、情報通信技術（ICT）の活用により、幅広く情報発信を行います。また一元的な発信ではなく、「若年層」「子育てを終えた層」「アクティブシニア層」等の個別アプローチにより、福祉の魅力や地域課題をわかりやすく伝えます。
2. ボランティアや地域サロン等の福祉活動に関心や興味があっても「どうしたらよいかわからない」、「しっかりではなく、ちょっとだけ体験してみたい」などの思いを形にできる仕組み作りに取り組みます。
3. 福祉活動に携わる人の声を発信します。福祉で働く人や福祉活動で活躍している人に福祉の魅力や思いを聞き、社協だより「ふれあい」等を通じて広く発信していきます。

■取り組みのイメージ



〔福祉活動の入り口を広く気軽に〕



基本目標 1 思いやり支えあえるひとづくり

実践目標 1-3 福祉を学ぶ

■取り組みのポイント■

1. 思いやりの心を育む「福祉教育」を充実します。社協、学校、福祉関係者、ボランティア等と協働し、地域・企業・学校・家庭などで学習・体験・交流など様々な実践活動を通して、福祉について学べる場を増やします。
2. 様々な違いを認めあい、ともに生きる「共生教育」を推進します。そして、共生社会を分かりやすく理解するため、誰もが気軽に楽しく学べる教材を作ります。
3. 自分の住んでいる地域を知るために、地元企業も含めた街歩きを行い、地図を作成するなどして地域を見える化します。また、それを活用して常会単位や小人数の集まりでの学びの場を増やします。

■取り組みのイメージ



基本目標 2 誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり

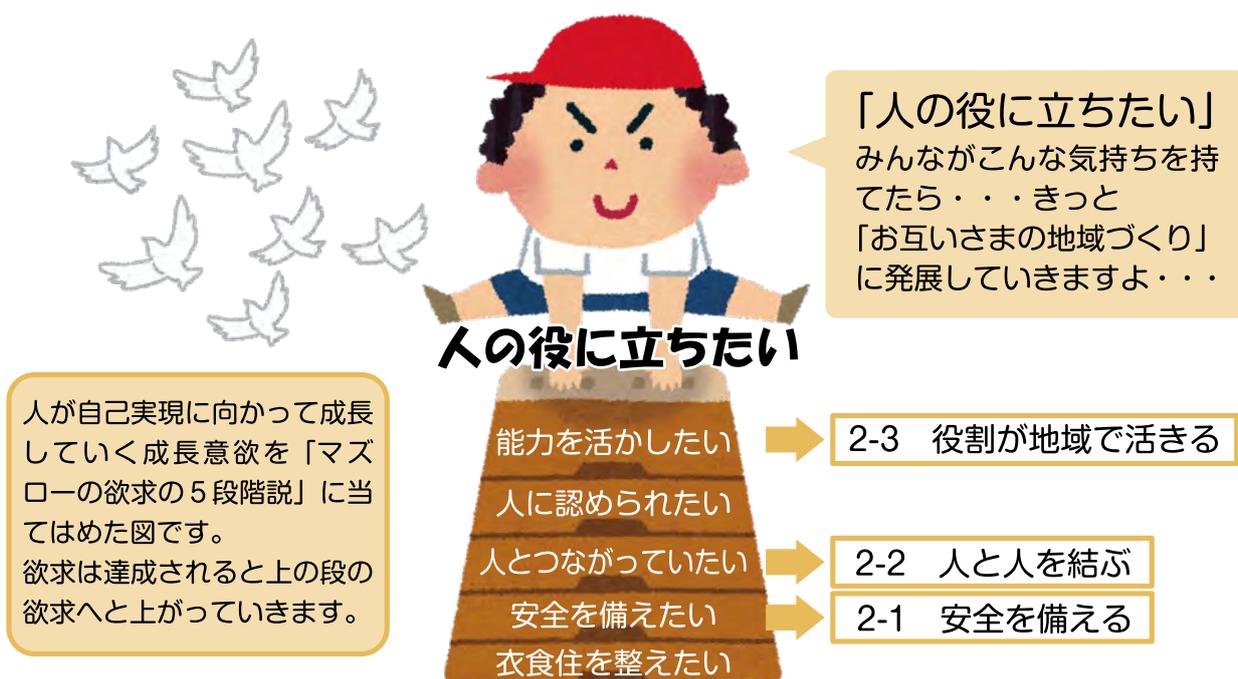
■取り組みの背景■

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすためには、お互いさまの関係を築いておくことが大切です。日頃から「安全を備える」取り組みをしていることが「人と人がつながり」「役割が活きる」ことでお互いさまの地域づくりにつながります。それが更に、災害時にも強い地域になります。

地域のつながりやふれあいを大切にし、お互いを尊重して支え合う意識が重要です。近年は住民同士のつながりの希薄化や地域との接点が少なく、近所付き合いの衰退など顔の見える地域生活が減少している傾向にあります。

一人ひとりが自分の身近な地域にどんな人が暮らし、どんな生活課題があるか「我が事」として受け止め、人と人が世代や分野を超えてつながり支え合う住民主体の取り組みが求められています。

住民主体の地域づくりを広げていくためには、多様な個性を認め合い、新たな担い手となる若者世代の力を活かし、役割を持って活躍することで、活気ある地域づくりにつながることになります。



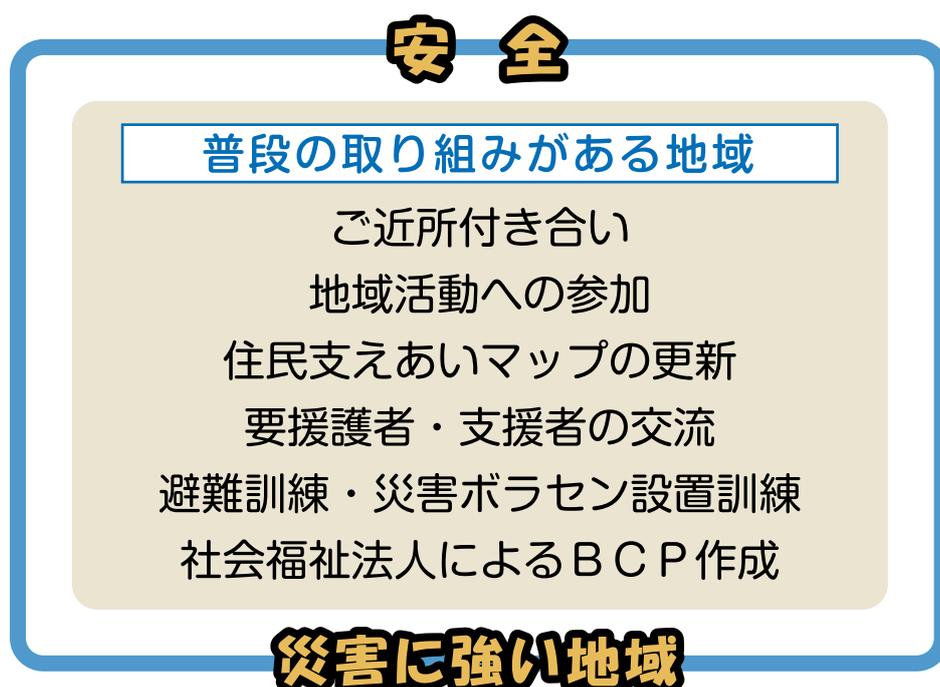
基本目標 2 誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり

実践目標 1-1 安全を備える

■取り組みのポイント■

1. 住民がお互いさまの関係を構築するため、身近な福祉活動を通して地域の支えあいや行事に関心が持てるよう啓発することを支援していきます。また、住民支えあいマップの更新や要援護者と支援者の交流を行うことで、お互いさまの関係の強化を図ることを支援していきます。
2. 住民支えあいマップを使用した避難訓練や災害ボランティアセンター設置訓練の実施を通して「いざ」というときに備えます。
3. 災害等が発生した際、施設利用者やそのご家族等を含めた要援護者が、普段の暮らしを継続できるよう事業継続計画（BCP）の作成に取り組むため、意見交換会や学習会を開催します。

■取り組みイメージ



基本目標 2 誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり

実践目標 2-2 人と人を結ぶ

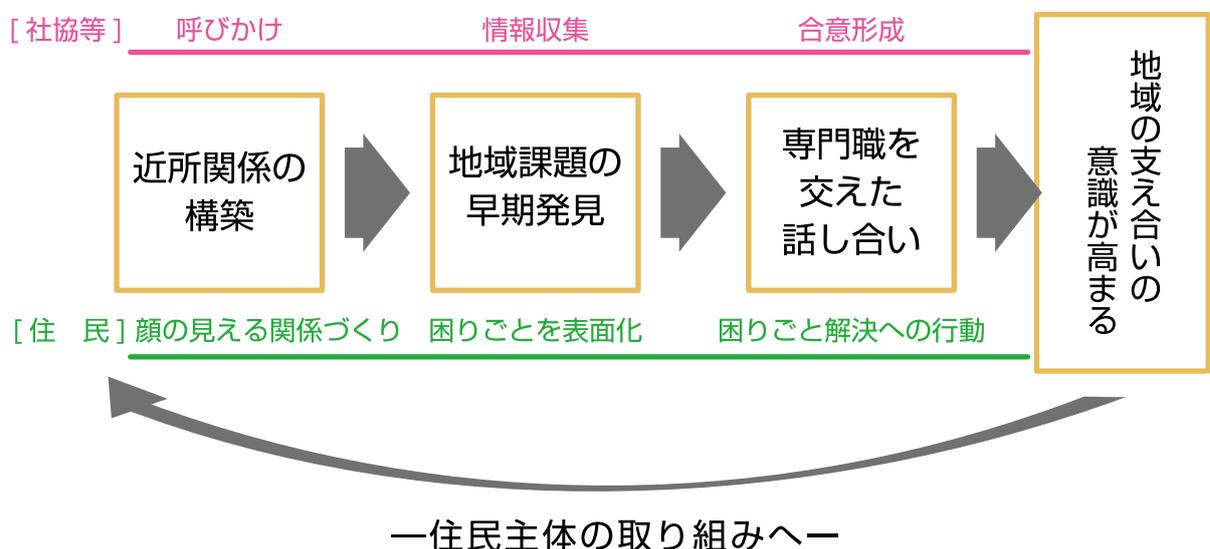
■取り組みのポイント■

1. 地域課題の発生を未然に防ぐことができるよう、無関心を防止すると共に日頃から困ったことを相談できる近所関係の構築や、お互いさまの意識を高める支援をします。専門機関だけでなく地域の民生・児童委員やボランティア、住民のみなさまとも連携し、身近な範囲でお互いが相談しやすい関係性づくりを呼びかけていきます。

2. 地域の中の困りごとや課題が、表面化しないで埋もれてしまうことの無いように、社協職員等の専門職は地域に出向き、地域とのつながりを強く持ち、アンテナを高くして地域課題の情報収集に努めます。

3. 情報を関係機関で共有し、住民のみなさまと専門職などたくさんの視点から困りごとに向き合い、課題解決に向けた次の展開への行動をとれるよう合意形成を行います。

■取り組みのイメージ



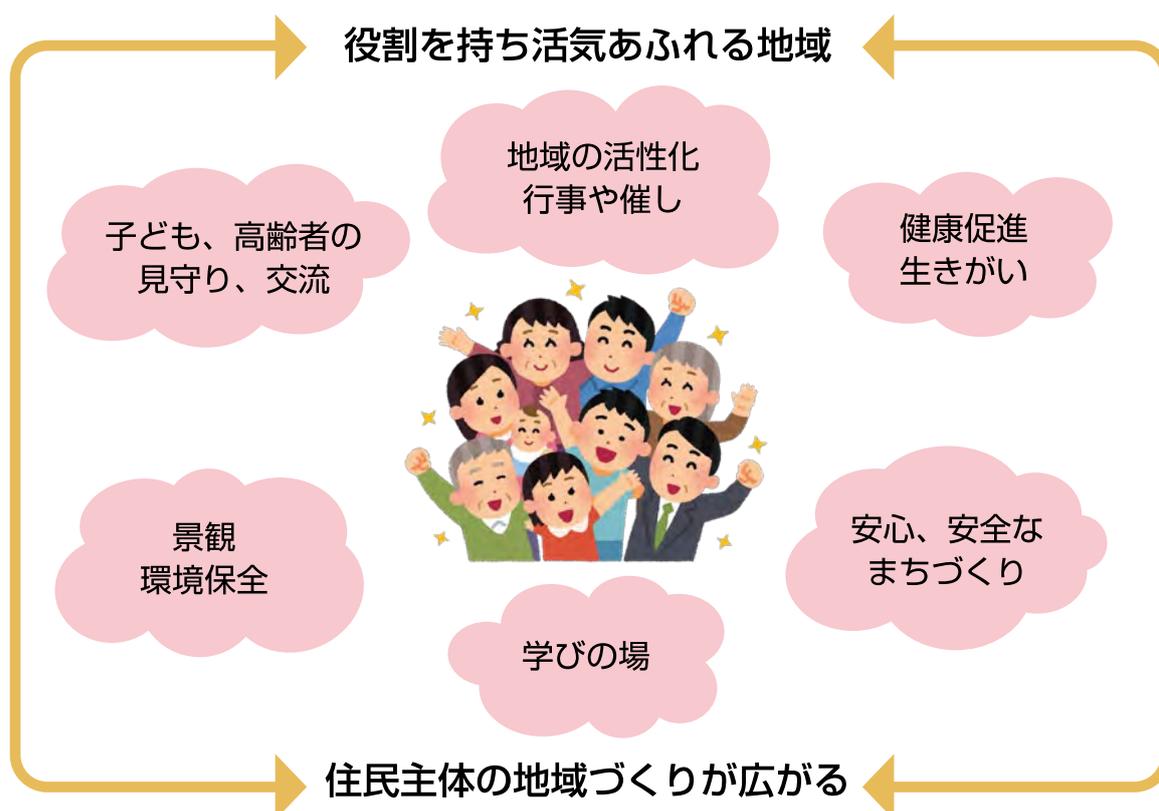
基本目標 2 誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり

実践目標 2-3 役割が地域で活きる

■取り組みのポイント■

1. 各地域の特徴やニーズの掘り起こしを進め、住民の健康促進や生きがいづくり、福祉に対する意識の向上を図ります。
2. 行政や福祉事業所など様々な機関で連携し、住民参加を進め、地域のコーディネーターの養成や活躍の場づくりに取り組みます。
3. 住民主体のサロンや子供食堂等の開催の普及、充実を図り、世代、障がいの有無、文化の違いを超えた、ごちゃまぜの場づくりの推進を行います。

■取り組みのイメージ



基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

■取り組みの背景■

住民の皆さまが抱えている「困りごと」は、それを取り巻く環境（地域、家庭職場、学校など）や、要因（高齢化、障がい、健康、困窮など）、性別や国籍、いじめやハラスメントによる差別などが複雑に絡まり合い、複合化しています。そのため、従来のように要因（分野）ごとの支援体制では対応が難しい面があり、「包括的・重層的」と言われる、「丸ごと」の相談支援体制の構築が進められてきています。

このような状況の中、町では、福祉課と町社協に「困りごと相談窓口」を設置しました。また、地域においては各地区や福祉事業所などでも相談窓口の設置が進んでいます。住民の皆さまが困ったときに相談できる窓口が身近にいくつもあることを広く知っていただき、気軽に相談できる環境を作ることが大切です。

更に、サービスとサービスの隙間にこぼれ落ちてしまう困りごとや、制度の狭間にあることで相談が出来ず抱え込んでしまいがちな困りごとをすくい上げることが求められます。

こうして寄せられた困りごとに対して、分野を超えた相談支援体制を整え、関係機関による一体的なサービス提供や、関係機関が連携・協働し、新しい資源や仕組みを作り上げることで、困りごとを解決し、一人ひとりの生活や権利を守り、誰ひとり取り残さない安心できる地域社会を作らなければなりません。



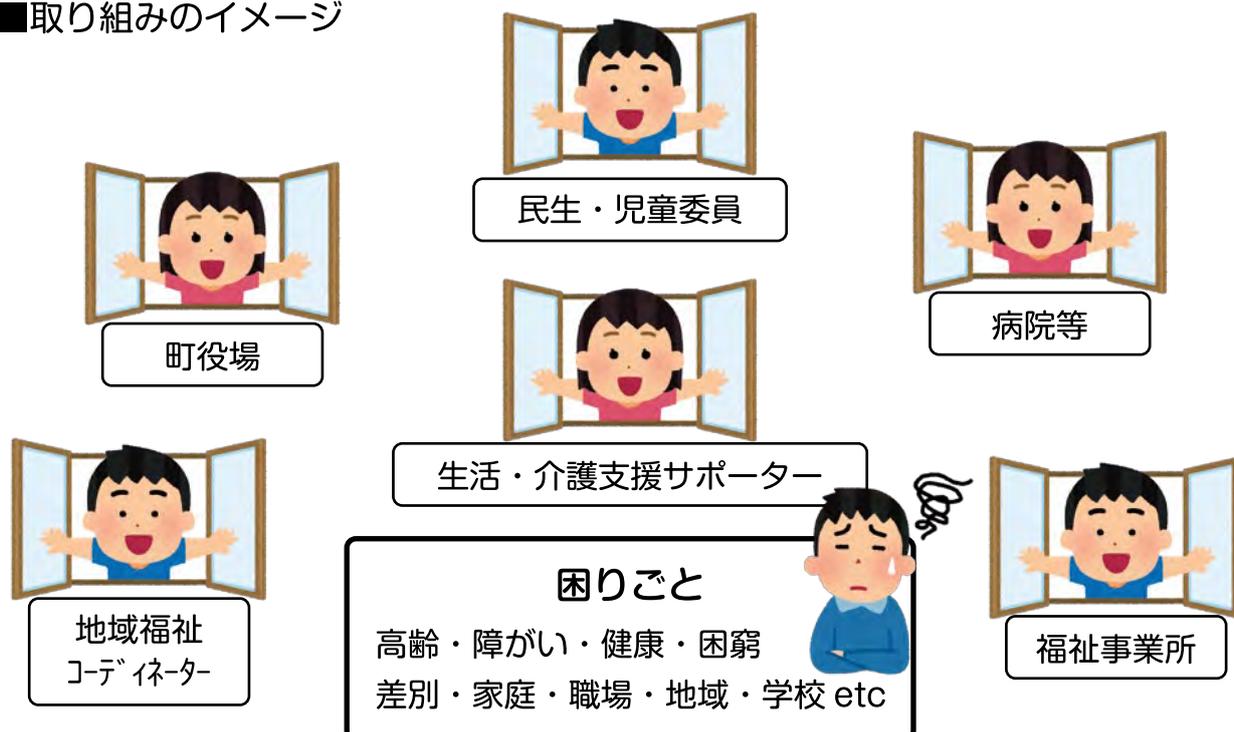
基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

実践目標 3-1 安心の窓口を見つける

■取り組みのポイント■

1. 「困りごと」を抱えた方が、安心して相談できる「窓口」があることを住民の皆さまに知っていただけるよう啓発に努めます。
2. 「相談したけれど…」と住民の皆さまに思われないように、住民の皆さまから信頼され「安心して相談できる」と言われるように、関係機関との連携を図り「相談機能の充実」を図ります。
3. 地域へ出向き地域の皆さまと顔の見える関係を築きます。
4. 社協や福祉事業所が行う介護保険や障がい福祉等の事業を通じて、利用者のみならず、その家族などが抱える「困りごと」にも目を向け、手を差し延べられるよう、住民の皆さまの「安心できる暮らし」を支えていきます。

■取り組みのイメージ



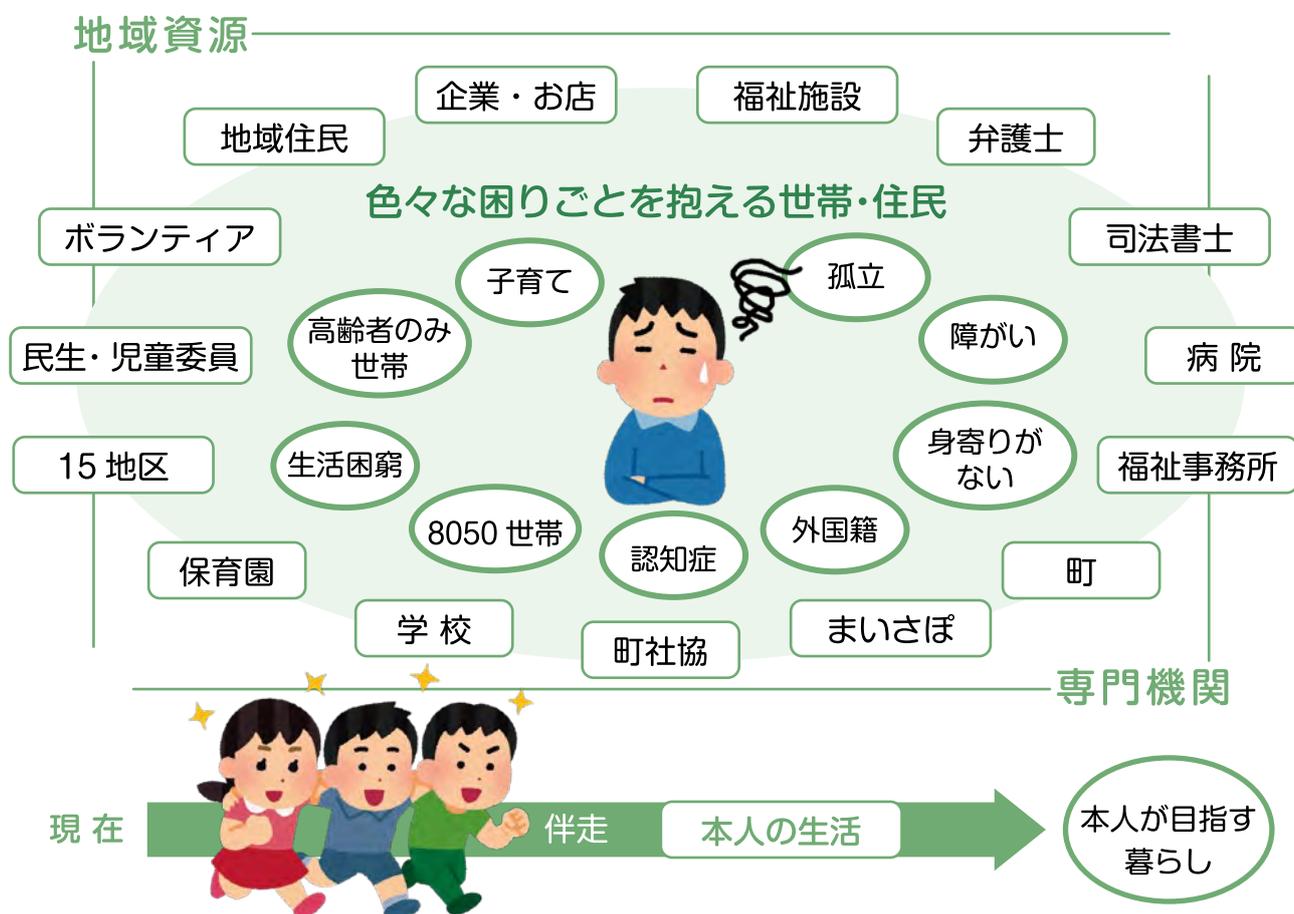
基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

実践目標 3-2 安心の手と手がつながる

■取り組みのポイント■

1. 町や多様な機関、専門職とネットワークを構築し、どんな相談にも丸ごと対応できるよう、連携を強化します。
2. 地域に存在する様々な機関・人が分野横断的につながり、みんなで支え、みんなを支える包括的な支援体制を確立します。
3. 相談者が地域や資源とつながり続け、関わりが断ち切れることなく安心して生活できるよう、伴走支援を行ないます。

■取り組みのイメージ



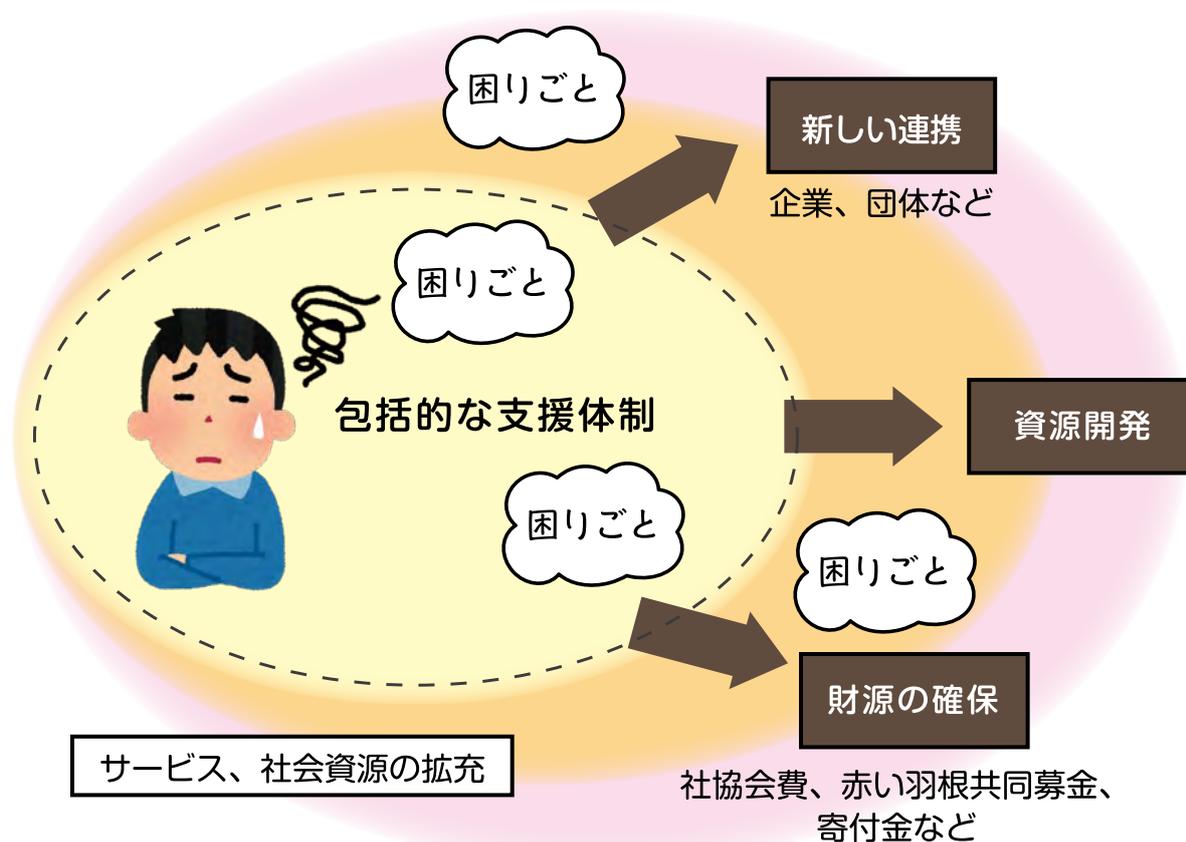
基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

実践目標 3-3 あんしん未来をつくる

■取り組みのポイント■

1. あらゆる相談や困りごと解決のためには、制度にとらわれない柔軟な対応が必要であり、社会福祉法人や様々な関係機関と協働のもと、必要なサービスや新しい社会資源を創造します。
2. 柔軟なサービス提供や新たな社会資源の創造に向け、住民の皆さまのご理解とご協力のもと、社協会費、赤い羽根共同募金をはじめとした、必要な独自財源の確保を目指します。

■取り組みのイメージ



第3章 第4期地域福祉活動計画策定の経過

第3期地域福祉活動計画までは3カ年計画で策定していましたが、行政計画の第5期箕輪町地域福祉計画の策定期間にあわせ6カ年計画で策定しました。

また、行政において第4期箕輪町総合福祉計画策定委員会が設置され、住民等からの意見を聴衆することができたため、第4期の策定においては地域福祉活動計画策定委員会を設置せず、策定職員チームを編成し計画づくりを進めました。

期 日	内 容
令和2年6月24日	地域福祉部会 庁舎内委員・事務局打合せ ・地域福祉計画の位置づけ ・アンケート等の状況 ・地域福祉部会委員会における進め方 ・スケジュール
令和2年8月11日	第1回策定職員チーム ・第3期地域福祉活動計画の評価 ・総合福祉計画策定の進捗状況 ・策定のスケジュール
令和2年9月15日	第2回策定職員チーム ・信州ふっころプランとの関係性 ・5年後の社協活動の目標と取り組み
令和2年9月28日	第3回策定職員チーム ・地域福祉計画原案に関する意見集約
令和2年12月21日	第4回策定職員チーム ・地域福祉活動計画の実践目標と取り組みを検討
令和3年1月26日	第5回策定職員チーム ・地域福祉活動計画の実践目標と取り組みを検討
令和3年2月8日	第6回策定職員チーム ・計画書の構成を検討
令和3年4月30日	第7回策定職員チーム ・計画書の原案を作成 ・中間評価の方法を検討
令和3年5月13日	第8回策定職員チーム ・最終確認（原稿、評価、印刷・製本）

箕輪町社会福祉協議会 第4期地域福祉活動計画策定職員チーム

所属グループ	氏名	町総合福祉計画策定委員会
事務局長	小沢 聡	
事務局次長	林 昭三	
総務グループリーダー	中林 晴恵	
地域ふれあいグループリーダー	志賀 健一	
居宅介護支援グループリーダー	上田 由美	
訪問介護グループリーダー	丸山 悦子	高齢者福祉部会
通所介護グループリーダー	田澤 晃	
障がい者就労支援グループリーダー	西澤 明	障がい福祉部会
地域ふれあいグループ	西澤 智美	高齢者福祉部会
地域ふれあいグループ	早川 恭世	権利擁護部会
地域ふれあいグループ	緑川 潤也	地域福祉部会

令和2年6月24日現在

いっせ
あなたと
いっせ。



第4章

社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会 50年の歩み

昭和46年	6月	箕輪町社会福祉協議会法人登記 家庭奉仕員派遣開始 町長寿者慰安会開始
昭和53年	9月	希望の旅開始 安心コール開始 ひとり暮らしの集い開始 社協だよりの発行開始 福祉用具貸付事業開始
平成2年	11月	ふれあい広場、福祉講演会開始 リサイクル活動開始
平成3年	2月	社会福祉大会（福祉講演会から名称変更）開始
平成3年	4月	ボランティア連絡協議会発足
	5月	県下初 常設結婚相談所開設
	8月	ボランティアセンター運営委員会発足
	12月	町の各種事業を受託開始
平成4年	4月	デイサービスセンターゆとり荘開所 配食サービス開始（ほほえみランチ） 在宅介護者の集い開始
平成5年	4月	移送サービス事業（ボランティア活動）開始
平成6年	4月	ゆとり荘短期宿泊事業開始
平成7年	4月	社会普及校指定事業開始
平成7年	3月	町長寿者慰安会終了
平成8年	3月	地区社会福祉協議会（全15地区設置）発足
平成11年	3月	金銭管理・財産保全サービス開始
	6月	ホームヘルプ事業の受託運営開始
平成12年	4月	介護保険事業開始 ・訪問介護事業 ・居宅介護支援事業 ・訪問看護事業 ・通所介護事業 ・短期入所事業(平成27年1月終了) ・いきいき塾(受託)
平成13年	6月	心配ごと相談事業開始
平成14年	5月	ふれあいサロン事業 登録開始
	10月	厚生資金貸付事業開始
平成18年	4月	災害時住民支えあいマップ事業開始（令和2年度町移管）

- 平成18年 4月 ゆとり荘へ事務所移転のため改築工事開始
7月 災害ボランティアセンター設置
社協だよりの名称「ふれあい」に決定
10月 移送サービス事業から福祉輸送サービス事業に移行
- 平成19年 4月 共同作業の家運営開始
6月 民間より、社協の会長をむかえる
- 平成20年 4月 社協の事務所「ゆとり荘」へ移転
- 平成21年10月 共同作業の家「就労継続支援B型」へ移行
地域活動支援センターの管理運営（受託）開始
12月 ボランティアセンター（みのわふれ愛センター）竣工
（福祉センターでの職員常駐は平成30年3月で終了）
- 平成22年 4月 就労継続支援、車送迎開始
- 平成23年 3月 就労継続支援建物「ふれんどわーく」竣工
6月 福祉用具貸出事業開始
- 平成24年 3月 福祉移送サービス事業終了
結婚相談所閉所
11月 社協まつり開催
12月 すまいるサポート事業開始
- 平成25年11月 太陽光発電設備設置事業開始
- 平成26年 4月 地域福祉コーディネーター配置
支えあい体制づくり推進事業開始
生活・介護支援サポーター養成開始
3月 訪問看護事業終了
- 平成27年 5月 まいさぼ出張相談所開始
- 平成28年 3月 配食サービス終了
安心コール事業終了
在宅介護者の集い終了
- 平成30年 4月 フードバンクみのわ事業開始
7月 地域共生社会を考える会（社会福祉法人連絡会）発足
- 令和 元年 3月 ボランティア連絡協議会解散
4月 総合相談実務者連絡会発足
- 令和 2年 3月 ひとり暮らしの集い（明日葉の会）終了
- 令和 2年 4月 まなびサポートみのわ事業開始
生活困窮者相談支援事業開始
- 令和 3年 3月 心配ごと相談事業終了



いっせ
あなたと
ともじ。



箕輪町地域福祉活動計画
発行 / 箕輪町社会福祉協議会

住所 〒399-4603
長野県上伊那郡箕輪町大字三日町 1372-1
TEL 0265-79-4180